

経済産業大臣 世耕 弘成 様
金融庁 長官 遠藤 俊英 様
消費者庁 長官 岡村 和美 様
内閣府消費者委員会委員長 高 巖 様

クレジット決済の過剰与信規制の緩和についての意見

2019年5月9日

氏名	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（通称 NACS） 消費者提言特別委員会
住所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2階
電話番号	03-6434-1125（代表）
電子メールアドレス	nacs-teigen@nacs.or.jp

クレジット過剰与信規制の緩和に反対します

「平成20年の改正割賦販売法」は、割賦販売に該当する事業者に対して、支払可能見込額調査義務とこれを超える与信を禁止しました。同時期の「平成18年改正貸金業法」の総量規制と指定情報機関への加盟義務・照会義務・登録義務が制度化されたことで、多重債務者の増加防止となりました。

2019年3月12日の第21回産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、「テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方」について議論が行われました。この中で、包括信用購入あっせんのクレジットカードを発行する際に、利用限度額が10万円以下の場合、支払可能見込額調査に限定しないで、カード会社独自の「技術・データを活用した与信審査」の選択を認める提案等が出たことに対して、以下の意見を申し上げます。

1 多重債務防止の観点から、支払可能見込額調査義務の免除、指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、及び指定信用情報機関への信用情報の登録義務の免除については強く反対します。

割賦販売小委員会において「技術・データを活用した与信審査ができる場合の上記規制の緩和が論点として提起されました。しかし、各クレジットカード会社がそれぞれどのような技術やデータを活用して与信審査をするのか、事前・事後のチェック体制をどうするのかなど明確にはなっておりません。そもそも、上記規制が導入された背景は多重債務者の増加防止にあります。事業者の独自技術による与信審査が出来る場合はクレジット債務額の確認は必須ではないということになれば社会的要請による信用情報照会義務という趣旨が損なわれてしまいます。多重債務

防止のための政府のあるいは認定割賦販売協会の度重なる制度改善や努力の蓄積を無視し、過剰与信規制の実効性を失わせるものと言わざるを得ません。慎重な対応を望みます。

2 利用限度額 10 万円以下の少額与信クレジットカードを作成する際に、指定信用情報機関の信用情報の照会義務、情報の登録義務等の使用義務を免除することに反対します。

キャッシュレス決済で多様な支払方法が増える中、今、現金が手元になくてもクレジットカードを作れば後払いで支払いが可能になるクレジットカードの需要は増します。また、フィンテック事業者等の新規参入が促進される中で、クレジットカード業界が保有するデータは、消費者とかけ離れた方向に向かっていくこともあり、消費者の意識は追いついていません。

現在、利用限度額 30 万円までのクレジットカードを作成するときは、緩和措置として、指定信用情報機関の調査義務が免除されています。

しかし、今回提案されている利用限度額 10 万円以下の少額与信クレジットカードに於いて、カード会社の独自の判断で与信を通す提案では、信用情報機関への照会も不要となります。消費者にとって簡単にクレジットカードを作ることができる利便性がある反面、多重債務を生む可能性があります。カード各社の保有する元情報に基づき、カード会社は自らが判断する審査方法により与信を通すこととなります。カード各社で情報のばらつきが生じることや、事後チェックを行うなどの問題が生じ、本来の指定信用情報機関の登録情報利用による調査義務によって過剰与信を防止する意味からかけ離れた規制緩和と言わざるを得ません。少額クレジットカードから、延滞状態になっても信用情報の正確な把握が出来ず、キャッシング利用に繋がり、多重債務者を輩出する結果となることを懸念します。

消費生活相談の現場、あるいはカウンセリングの現場に寄せられる多重債務者からの相談によれば、多重債務に陥る起点は少額の与信というケースも散見されます。こうした消費生活の実態を踏まえ、更には民法改正に伴う 2022 年 4 月からの成年年齢引き下げにより、若者の消費者被害の増加も懸念される中、指定信用情報機関の信用情報の使用義務は維持されるべきと考えます。拙速な対応は禍根を残します。少額与信カードであっても、現行の指定信用情報機関を通すべきと考えます。

以上